

# 東日本大震災・原子力災害伝承館双葉町特集展制作等業務委託 仕様書

## 1 業務名

東日本大震災・原子力災害伝承館双葉町特集展制作等制作業務

## 2 業務期間

委託契約締結の日から令和3年8月31日（火）まで

## 3 目的

2011年3月の東日本大震災と原子力災害により福島県浜通り地方は大きな被害を受け、震災から10年経過した現在も復興の途上にある。しかしながら、時間の経過に伴い、震災の記憶や記録の風化が進んでいる。こうした中、東日本大震災・原子力災害伝承館が2020年9月に開館し、震災の記憶・記録を伝える活動をしている。

東日本大震災・原子力災害伝承館が立地する双葉町は県外・県内に集団で避難した経験を持ち、現在も町の大部分が帰還困難区域に指定されている。一方で、2017年に国から特定復興再生拠点区域の認定を受け、JR常磐線双葉駅周辺の整備など、町内での震災復興が進みつつある。

今回の企画展示では被災した地元自治体であり、町内での活発な活動が再開しつつあるものの唯一全町避難が続く双葉町を通じて、東日本大震災と原子力災害に向き合ってきたことや復興の姿を描くことを目的とする。さらに双葉町民向けには故郷や震災前の生活を思い出し、町民同士が再会したり、互いの経験を語りあったりする場なども作り出す。

## 4 業務内容

原則として、展示制作業務の全般を委託する。ただし、内容の詳細や工程については、契約締結後に当機構と受託者の協議により決定する。

なお、展示資料等については、必要に応じて当機構等より提供するとともに、展示制作への助言等を行う。業務委託の概要は、次のとおりとする。

- ア 展示準備等のスケジュール立案（展示期間は7月14日から8月30日とする）
- イ 展示室内展示物配置、来館者動線など展示企画全般の立案
- ウ 展示物の製作、編集、デザイン及び構成
- エ 展示作業全般
- オ 展示期間中の展示機器、展示物メンテナンス全般

## 5 条件

受託者は、業務を円滑に進めるため、東日本大震災・原子力災害伝承館担当者（以下「担当者」とする）と濃密な連絡体制を構築すること。

また、より特集展の完成度を高める観点から、担当者が受託者に助言を求めた場合には、受託者は的確に答えることができるように努めること。その上で、契約締結後にお

いては、次の条件を遵守すること。

- ア 博物館またはそれに類する施設での展示を複数回作成した実績があること。
- イ 担当者と受託者が緊密に連携し、円滑に制作するため、原則的に外注をせず、社内で完結できること。
- ウ 受託者は、あらかじめ本業務に携わる従事者の名簿を当機構に提出すること。
- エ 受託者は、常時連絡が可能な者を2名以上配置するとともに、担当者からの要請に応じて速やかに訪問し、打ち合わせができる体制を整えること。
- オ 毎月1回以上の伝承館での打合せ・進捗状況の報告、その他要請により随時訪問を行うこと。

## 6 実施計画書及び実績報告書の提出

- ア 受託者は、契約締結後に、速やかに、実施方法、業務行程及び従事者名簿等の実施計画書を当館に提出すること。
- イ 受託者は、業務完了後、業務の執行過程等を明示した実績報告書を当館に提出すること。

## 7 成果品の帰属及び秘密の保持

### (1) 成果品の帰属

本業務により得られた成果は、すべて伝承館に帰属するものとする。

### (2) 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報等について、業務期間中はもとより、完了後においても、第三者に漏らしてはならない。

## 8 その他

- ア 本業務において、交通費等の経費が必要な場合は、受託者が全ての手続きを行い、その経費を負担すること。
- イ 受託者は、本仕様に疑義が生じたとき、又は本仕様により難い事由及び記載されない事項が生じたときは、速やかに伝承館と協議し、その指示に従うこととする。
- ウ 本業務の遂行に際しては、事業内容、実施手法等の内容について、修正や調整等を行う場合がある。
- エ 展示室の図面を別紙に示す。

